



# 熊本県公報

第12779号  
平成30年11月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 公有水面埋立免許の出願…………… (漁港漁場整備課) 2
- 平成31年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託の一  
般競争入札の参加資格等…………… (税務課) 3

**公 告**

- 特定調達契約による随意契約の相手方等の決定…………… (広報グループ) 4
- 平成31年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託の一  
般競争入札の実施…………… (税務課) 4
- 平成30年度砂利採取業務主任者試験合格者…………… (エネルギー政策課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 9

**登 載 依 頼**

- 有明海自動車航送船事業の業務を説明する書類の公表  
…………… (有明海自動車航送船組合) 9
- 平成30年度第11回熊本県いじめ防止対策審議会の開催  
…………… (いじめ防止対策審議会) 21

## 告 示

### 熊本県告示第997号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人翠光園 球磨郡あさぎり町深田東410番地	特別養護老人ホーム翠光園 球磨郡あさぎり町深田東410番地	431100073	平成30年1月14日	介護老人福祉施設

### 熊本県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般県道	南田内大臣線	上益城郡山都町津留字上舞雀 1102番1地先から 同所 1101番3地先まで	52.0	災害復旧
------	--------	---	------	------

2 供用を開始する期日 平成30年11月30日

熊本県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字大野字鳥屋 519番25地先から 同所 519番25地先まで	13.5	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年11月30日

熊本県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市東間下町字米山 3316番22地先から 同所 3316番22地先まで	前	55.2 ～ 60.7	11.0	災害防除
			後	55.2 ～ 64.6		

2 区域を変更する期日 平成30年11月30日

熊本県告示第1001号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により公有水面の埋立ての免許の出願があったため、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 出願者の住所及び氏名

葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地 福浦漁港管理者 津奈木町

2 埋立区域

(1) 位置

葦北郡津奈木町大字福浜字京泊4452の1、4453、4453の3、4438の4、4438の6、4437の4、4438の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線及び10の地点と1の地点を結ぶ平成27年春分の日満潮位（D.L.+3.66m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 基準点 京泊四等三角点（北緯32度16分59秒6513、東経130度27分23秒7850）から 35度48分42秒275.935mの地点
- 2の地点 1の地点から 208度02分22秒14.825mの地点
- 3の地点 2の地点から 298度02分33秒1.000mの地点
- 4の地点 3の地点から 208度02分33秒3.400mの地点
- 5の地点 4の地点から 118度02分33秒1.000mの地点
- 6の地点 5の地点から 208度03分24秒24.600mの地点
- 7の地点 6の地点から 298度02分19秒1.000mの地点
- 8の地点 7の地点から 208度02分33秒3.400mの地点
- 9の地点 8の地点から 118度02分33秒1.000mの地点
- 10の地点 9の地点から 208度02分32秒17.246mの地点

(3) 面積

1, 172.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

葦北郡津奈木町大字福浜字京泊4458の5、4458の4、4452の1、4453、4451、4453の3、4438の4、4438の6、4437の4、4438の3、4437の2、4435の11及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地内並びにこれらの地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からDの地点までを順次直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基準点 京泊四等三角点（北緯32度16分59秒6513、東経130度27分23秒7850）から 54度54分38秒190.522mの地点

Bの地点 Aの地点から 330度43分14秒110.781mの地点

Cの地点 Bの地点から 49度06分32秒44.205mの地点

Dの地点 Cの地点から 87度16分14秒90.884mの地点

(3) 面積

8, 142.79平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

(1) 物揚場敷

(2) 護岸敷

(3) 野積場用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び津奈木町役場振興課

6 縦覧期間

告示の日から起算して3週間

熊本県告示第1002号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

平成31年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年12月14日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含む）まで行う。

**公 告**

**熊本県公告第733号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度「首都圏等における“熊本地震からの復興プロモーション”」 業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県知事公室広報グループ企画・広報班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社東急エージェンシー  
東京都港区赤坂4-8-18
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,946,400円（うち消費税及び地方消費税の額2,366,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

**熊本県公告第734号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
平成31年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 業務の内容  
自動車税納税通知書等作成に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (5) 委託期間  
契約締結の日から平成31年9月30日（月）まで
  - (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

- 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額より入札すること。
- (8) 仕様書特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県運用指示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格審査を受け付けない場合、次項のとおり競争入札参加資格審査申請内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のア間の受付期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間  
公告の日から平成30年12月14日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 「プライバシーマーク制度の認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。
- 3 入札参加のための確認申請  
(1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 「プライバシーマーク制度の認定」若しくは「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成30年12月25日（火）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年12月25日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年1月17日（木）まで取得できる。また、帳票サンプル・印字用データのファイルレイアウトの閲覧については、1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年1月16日（水）午後5時まで閲覧可能とする。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年1月16日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成31年1月17日（木）午前10時  
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年1月16日（水）（必着）までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知掲げの日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。

## 5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した

- 日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限  
イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班  
電話番号 096-333-2101  
ファックス番号 096-387-4901
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2019
- (2) Date and Place for tender  
Date: January 17, 2019, 10:00  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Management Section, Taxation Division,  
(3rd floor of Prefectural Government Main Building)  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2101
- (4) Others  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

### 熊本県公告第735号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により実施した平成30年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号

1、2、3、5

### 熊本県公告第736号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

する。  
平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	菊池郡菊陽町大字原水字中前通5298番6ほか5筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字居屋敷8番2ほか3筆
竹原 武之	玉名市天水町小天	玉名市天水町立花字三角1699番1
亀丸 彰彦	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町部田見字小開2870番
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字一ノ切7359番ほか1筆
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字山ノ崎7094番1ほか2筆
山本 修	玉名市天水町立花	玉名市天水町立花字平535番1ほか4筆
柴尾 幸喜	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町高道字城ノ下267番1ほか2筆
樫原 美智也	玉名市岱明町浜田	玉名市岱明町浜田字一ノ割554番ほか1筆
岩本 正治	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字大開東三ノ切5775番1ほか7筆
古田 正寿	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字昭栄104番1

2 認可年月日  
平成30年11月26日

熊本県公告第737号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人よなだ	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字長浦1932番1ほか216筆
米澤 熊夫	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字前田2121番

2 認可年月日  
平成30年11月26日

熊本県公告第738号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
槌田 辰巳	熊本市南区海路口町	宇土市走潟町字走潟1103番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟1385番10ほか4筆



株式会社もやいネット真城	菊池郡大津町真木	菊池郡大津町大字真木字西八窪467番ほか69筆
森田 光	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪697番1ほか2筆 (一時利用地 荒尾市川登字中牟田3番3)

2 認可年月日  
平成30年11月26日

**熊本県公告第739号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字浦ヶ崎4114番
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字村木67番4
森岡 秀治	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字樋ノ口4735番4
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市志柿町字古手新田5050番1

2 認可年月日  
平成30年11月26日

**熊本県公告第740号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年11月30日から同年12月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社しぶや	球磨郡湯前町下里	球磨郡湯前町字水堀270番ほか12筆

2 申請年月日  
平成30年11月19日

**登載依頼**

**有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成30年11月30日

有明海自動車航送船組合  
管 理 者 西田 寿美生

1 有明海自動車航送船事業の平成30年度上半期（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 194,947 台、車両収入 444,515,540 円、同乗旅客数 217,329 人、同乗旅客収入 80,267,260 円、一般旅客数 40,261 人、一般旅客収入 16,803,600 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数315台(0.2%)の増、車両収入7,955,900円(1.8%)の増、同乗旅客12,241人(5.3%)の減、同乗旅客収入3,243,450円(3.9%)の減、一般旅客数1,250人(3.2%)の増、一般旅客収入522,290円(3.2%)の増となる。

(2) 職員数(平成30年9月30日現在)

一般職員 10人

船舶職員 13人

合計 23人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 平成29年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

平成28年4月の熊本地震により、九州中部地域において甚大な被害が発生したが、官民一丸となった迅速な対応が功を奏し、平成29年度の当初においては一部に影響があったが、概ね平静を取り戻した。

このような状況のもと、当組合においては増収対策として、近年増加傾向にある訪日外国人について旅行会社への営業誘致、有明フェリー紹介のための独自PR動画の制作、特別割引周知のCM放送、有明海を跨ぐ近隣市町との連携による観光PRイベント及び島原・雲仙地区のホテル旅館と提携した温泉宿泊パックなどを実施することで地域一体となった営業活動を行い利用促進に努めた。

その結果、輸送台数については、台風の影響を週末や連休日に集中して受けたものの、前年度の熊本地震からの回復や営業活動の効果もあり、過去5年間で最高の乗船台数を確保することができた。

一方費用においては、平成29年度後半からの原油価格の上昇に伴う船舶燃料費と国内賃金や資材価格等の上昇傾向に伴う船舶の維持管理費が増加していることから、引続き経費削減に努めているところである。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 平成29年度決算報告書         | 別表3 |
| (2) 平成29年度損益計算書         | 別表4 |
| (3) 平成29年度貸借対照表         | 別表5 |
| (4) 平成29年度企業債及び一時借入金の概況 | 別表6 |
| (5) 平成29年度固定資産明細書       | 別表7 |

## 別表1

平成30年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書  
(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	501,468,891		
	(2) 運航雑収入	<u>4,009,107</u>	505,477,998	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	4,712,367		
	(2) 運航経費	305,369,164		
	(3) 運航管理費	<u>142,799,020</u>	<u>452,880,551</u>	
	営業利益			52,597,447
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	17		
	(2) 長期前受金戻入	55,399,309		
	(3) 雑収入	<u>1,764,007</u>	57,163,333	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	57,163,333
	経常利益			<u>109,760,780</u>
	当期純利益			109,760,780
	当期繰越利益剰余金			<u>242,692,674</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>352,453,454</u>

## 別表2

平成30年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表  
(平成30年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,696,968,670</u>	1,542,225,647	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	749,506,008		
減価償却累計額	<u>344,182,500</u>	405,323,508	
ニ 構 築 物	234,728,370		
減価償却累計額	<u>204,136,349</u>	30,592,021	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	35,787,860		
減価償却累計額	<u>26,554,053</u>	9,233,807	
有形固定資産合計			1,999,602,774
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			2,030,380,374
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,817,974,429	
(2) 未 取 金		4,373,750	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>21,798,326</u>	
流動資産合計			<u>1,844,146,505</u>
資 産 合 計			<u>3,874,526,879</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

(1) 長期借入金	163,640,000	
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	214,360,083	
ロ 修繕準備引当金	<u>10,114,753</u>	
固定負債合計		388,114,836

## 4 流 動 負 債

(1) 長期借入金	27,272,000	
(2) 未払金	13,347,164	
(3) 預り金	34,175,470	
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		75,794,634

## 5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金	1,746,321,727	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>554,107,772</u>	
繰延収益合計		<u>1,192,213,955</u>
負債合計		1,656,123,425

## 資 本 の 部

## 6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

## 7 剰 余 金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ 当期末処分利益剰余金	<u>352,453,454</u>	
利益剰余金合計		<u>352,453,454</u>
剰余金合計		<u>362,753,454</u>
資本合計		<u>2,218,403,454</u>
負債資本合計		<u>3,874,526,879</u>

平成29年度決算報告書

別表3

1 収益的収入及び支出  
収入

区分	予 算 額			決 算 額	予算額と比 決算額の増減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公営企業法第24条第 3項の規定による支出額 に係る財源充当額			
第1款 事業収益	円 1,168,296,000	円 0	円 0	円 1,168,296,000	円 14,026,116	
第1項 営業収益	1,053,504,000	0	0	1,053,504,000	12,195,749	(うち、仮受消費税及び地方消費税 78,940,719円)
第2項 営業外収益	114,792,000	0	0	114,792,000	1,830,367	( " 372,987円)
第3項 特別損益	0	0	0	0	0	( " 0円)

支 出

区分	予 算 額						決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第24 条第3項の 規定による 支出額	地方公営 企業法第26 条第2項の規 定による繰 越額				
第1款 事業費	円 1,146,272,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,146,272,000	円 0	円 109,879,324	
第1項 営業費用	1,053,618,000	0	0	△ 3,010,000	0	0	1,050,608,000	0	49,577,942	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 43,627,724円)
第2項 営業外費用	32,654,000	0	0	3,010,000	0	0	35,664,000	0	301,382	(うち、 " 0円、 差引繰越額 35,361,500円)
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 予備費	60,000,000	0	0	0	0	0	60,000,000	0	60,000,000	

2 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る増減充当額			
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	
第1項 補助金	0	0	0	0	0	0	
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	整年度繰越額		備 考		
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額		合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額		合 計	
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
第1項 建設改良費	39,272,000	0	0	39,272,000	0	0	39,272,000	0	0	31,667,600	7,604,400	
第2項 長期借入金償還金	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	4,395,600	5,604,400	(仮払消費税及 び地方消費税 325,600円)
第3項 予備費	27,272,000	0	0	27,272,000	0	0	27,272,000	0	0	27,272,000	0	
	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0	2,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額31,667,600円は、過年度分繰越利益剰余保資金31,342,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額325,600円で補填した。

## 別表4

平成29年度損益計算書  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	975,779,547		
	(2) 運航雑入	<u>10,979,483</u>	986,759,030	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	6,898,783		
	(2) 運航経費	643,288,229		
	(3) 運航管理費	<u>307,215,322</u>	<u>957,402,334</u>	
	営業利益			29,356,696
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	254,090		
	(2) 長期前受金戻入	110,858,475		
	(3) 雑収入	<u>5,136,815</u>	116,249,380	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>1,118</u>	<u>1,118</u>	<u>116,248,262</u>
	経常利益			<u>145,604,958</u>
	当年度純利益			145,604,958
	前年度繰越利益剰余金			<u>97,087,716</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>242,692,674</u></u>



別表5

平成29年度貸借対照表  
(平成30年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,627,143,884</u>	1,612,050,433	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	749,506,008		
減価償却累計額	<u>336,992,644</u>	412,513,364	
ニ 構 築 物	234,728,370		
減価償却累計額	<u>202,595,041</u>	32,133,329	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	35,531,220		
減価償却累計額	<u>25,572,314</u>	9,958,906	
有形固定資産合計			2,078,883,823
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			2,109,661,423
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,705,585,309	
(2) 未 収 金		10,918,099	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,717,503,408</u>
資 産 合 計			<u>3,827,164,831</u>

## 負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 長期借入金		163,640,000	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金		214,360,083	
ロ 修繕準備引当金		<u>12,361,753</u>	
固定負債合計			390,361,836
4 流動負債			
(1) 長期借入金		27,272,000	
(2) 未払金		33,117,452	
(3) 預り金		2,297,996	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		16,859,609	
(5) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			80,547,057
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,746,321,727	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>498,708,463</u>	
繰延収益合計			<u>1,247,613,264</u>
負債合計			1,718,522,157

## 資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 建設改良積立金	0		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>242,692,674</u>		
利益剰余金合計		<u>242,692,674</u>	
剰余金合計			<u>252,992,674</u>
資本合計			<u>2,108,642,674</u>
負債資本合計			<u>3,827,164,831</u>

別表6

平成29年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

単位：円

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	0	0	0	0
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

② 一時借入金 なし

別表7

平成29年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額		
船 舶	3,239,194,317	0	0	3,239,194,317	139,649,572	0	1,612,050,433	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	12,163,141	
建 物	749,506,008	0	0	749,506,008	14,396,863	0	412,513,364	
構 築 物	231,866,370	2,862,000	0	234,728,370	3,065,617	0	32,133,329	
機 械 装 置	1,293,000	0	0	1,293,000	0	0	64,650	
備 品	34,323,220	1,208,000	0	35,531,220	2,132,717	0	9,958,906	
計	4,268,346,056	4,070,000	0	4,272,416,056	159,244,769	0	2,078,883,823	

単位：円

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	0	
計	757,600	0	0	0	757,600	

単位：円

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明7.5kV-振興線	30,000,000	0	0	30,000,000	
島原観光ビューロー線	20,000	0	0	20,000	
計	30,020,000	0	0	30,020,000	

単位：円

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第11号**

平成30年度第11回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年11月30日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時  
平成30年12月7日（金）  
午前9時から午前11時20分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について  
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他  
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班  
(電話096-333-2720)